

食品安全委員会（第23回会合）議事次第

1. 日時及び場所

平成15年12月11日（木） 14:00～
大会議室

2. 出席委員（6名）

寺田雅昭（委員長）
寺尾允男（委員長代理）
坂本元子
中村靖彦
本間清一
見上彪

3. 議事

- (1) 食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項について
（意見の取りまとめ）
- (2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について
 - ・ 添加物2品目
 グルコン酸亜鉛、グルコン酸銅
 - ・ 肥料3品目
 焼成りん肥、混合汚泥複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料
 - ・ 抗菌性物質が飼料添加物（別紙1）及び動物用医薬品（別紙2）
 として家畜に与えられた場合に選択される薬剤耐性菌
 （厚生労働省、農林水産省からの説明）
- (3) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）
 - ・ 飼料添加物として指定されている抗菌性物質
 （農林水産省からの説明）
- (4) 農薬専門調査会における審議状況について
 - ・ ピリダリルに関する意見・情報の募集について
- (5) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について
 - ・ イミダクロプリドに関する意見・情報の募集について
- (6) 「食の安全ダイアル」に寄せられた質問等について（11月分）
- (7) その他

4 . 配付資料

- (1 - 1) 食品安全基本法第 2 1 条第 1 項に規定する基本的事項に盛り込むべき事項について (意見)
- (1 - 2) 食品安全基本法第 2 1 条第 1 項に規定する基本的事項に関する参考資料
- (2 - 1) 委員会の意見の聴取に関する案件の処理状況
- (2 - 2) グルコン酸亜鉛及びグルコン酸銅の 2 品目の食品衛生法第 7 条第 1 項に基づく、添加物の使用基準の改正に係る食品健康影響評価について
- (2 - 3) 普通肥料の公定規格の設定又は変更に当たり意見を聴取する肥料の概要
- (2 - 4) 家畜に使用される抗菌性物質による薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価について
- (3) 食品安全基本法第 1 1 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについての照会 (飼料添加物の指定の取消しに伴う基準、規格の改正、廃止)
- (4) 農薬専門調査会の審議状況について
- (5) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について
- (6) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について (1 1 月分)